

## 総合振興計画審査特別委員会

（大津亮二委員長）議長を除く25名による全議員で構成される特別委員会が設置され、曾於市総合振興計画が付託され、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

曾於市総合振興計画は市制施行後初めての総合計画で、合併協議会において策定された新市まちづくり計画を基本に策定されています。

また、曾於市のまちづくりを進めるための目標と方向性を示し、これらを実現するための大綱等を実現するものので、今後の各分野の基本となるものです。

計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されています。

基本構想は、曾於市のまちづくりを進めるための基本方針や方向性を示し、それを実現するための大綱等を掲げ、平成27年度までの10年間の計画期間となっています。



活発な質疑風景

第1章に市の将来像を「豊かな自然の中で生命の鼓動を感じるまち」と定めています。

第2章で市の将来像を具体化するための基本方針を、

針を、

① 快適で安心して暮らせるまちづくり

② 個性豊かな教育と文化の香るまちづくり

③ 健やかで共に支えあう福祉のまちづくり

④ 人と自然が共生し地域資源を生かしたまちづくり

⑤ 住民参画による協働のまちづくり

これら5つの柱を基本に住民の交流を促進し、

均衡ある発展に努め、住

民が安心して誇りに思えるまちづくりを目指すことを定めています。

第3章で、将来人口を目標年次である平成27年度の目標人口を現状維持としています。

第4章で施策の大綱を都市基盤・生活環境の整備、教育・文化の充実、

保健・医療・福祉の充実、産業・経済の振興、コミュニティ・行政の整備

の5項目と定めています。

次に基本計画では、前期5年間、後期5年間として、それぞれ分野ごとに示しています。

また、本計画を具体化するために、主要プロジェクトとして、健やかな社会づくりプロジェクト、農畜産物ブランド化プロジェクト、雇用・定住促進プロジェクト、地域内循環・共生プロジェクト、まち並み景観美化プロジェクト、心豊かな人づくりプロジェクトの、以上6点を位置づけてあります。

また、実施計画が策定



委員会に臨む執行部

されており、基本計画に基づくとともに効率的な財政運営を考慮しながら3年間を期間として、毎年度見直しながら計画を実行することになっています。

町づくり計画を基本に策定されており、計画を尊重し進めるべきである等の意見がだされ、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委員の質疑で、旧町の地域活力が低下しないようなまちづくりを進める必要がある。各種事業を実施するにあたっては住民の声を聞きながら協議を深め実施すべき。新市



